

山形広域環境事務組合補助金等の適正化に関する規則

〔平成24年4月〕
〔山広環規則第1号〕

山形広域環境事務組合補助金等の適正化に関する事項については、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年山形市規則第10号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市長」とあるのは「山形広域環境事務組合管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。